

# 秋田市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する実施要領

〔令和8年2月5日〕  
〔市民生活部長決裁〕

## (目的)

第1条 この要領は、市の窓口に設置する広告入り窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という。）の無償提供に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口用封筒 市が発行した各種証明書等を持ち帰るために市民等が利用する封筒で、表面および裏面に企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 無償提供者 窓口用封筒の広告を掲載する者（以下「廣告主」という。）の募集、廣告原稿の事前確認および校正、窓口用封筒の作製、廣告主との調整その他の窓口用封筒の作製に係る一連の業務を行い、市に封筒を無償提供する事業者をいう。

## (廣告の掲載基準)

第3条 广告主および廣告の掲載基準は、秋田市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）および秋田市広告掲載基準（以下「基準」という。）の定めるところによる。

## (廣告主)

第4条 無償提供者が募集する廣告主は、秋田市内に本社、支社、営業所等を有する者とする。

## (設置場所)

第5条 無償提供を受けた窓口用封筒は、市役所本庁、市民サービスセンター（第7条第2項に規定する募集要領に定める各市民サービスセンターに限る。）その他市長が指定する場所に設置するものとする。

## (設置期間)

第6条 窓口用封筒の設置期間は、3年間とする。ただし、市長は、無償提供者と協議の上、当該期間を変更することができる。

(無償提供者の募集方法)

第7条 無償提供者の募集は、秋田市ホームページ上において行うものとする。

2 無償提供者の応募資格、応募方法、提出書類その他の必要な事項については、別に募集要領で定める。

(無償提供者の申込み)

第8条 無償提供を希望するものは、この要領および前条第2項の規定に基づき別に定める募集要領に基づき、市長に申し込まなければならない。

(無償提供者の選定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別に定める選定要領に基づき選定し、その結果を当該無償提供の申込みをした者に対し、書面により通知するものとする。

2 前項の規定による選定の結果については、秋田市ホームページにおいて公表するものとする。

(協定書の締結)

第10条 市長は、前条第1項の規定により無償提供者を選定したときは、当該無償提供者と窓口用封筒の作製および無償提供に関する協定を締結するものとする。

(作製上の注意事項)

第11条 無償提供者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けた後に窓口用封筒を作製しなければならない。

2 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう配慮しなければならない。

3 無償提供者は、窓口用封筒の数量ならびに納品時期および納品場所について、市長の指示に従わなければならない。

4 無償提供者は、市の業務内容を窓口用封筒に掲載する場合は、市長の

指示に従わなければならない。

(広告主および広告内容の審査)

第12条 市長は、前条第1項の承認を行うに当たり必要があると認めるとときは、広告主および広告内容について、要綱第8条第1項の規定により設置された秋田市広告審査委員会に諮るものとする。

(問題発生時の対応)

第13条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(窓口用封筒の配布の中止)

第14条 市長は、市民等に窓口用封筒を配布することが不適当であると認めるときは、無償提供者と協議の上、配布を中止することができる。

(広告内容等の変更)

第15条 市長は、広告主又は広告内容が要綱、基準その他法令に違反していると認めるととき、もしくはそのおそれがあると判断されるときは、無償提供者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定の期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに窓口用封筒の納入がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を無償提供者が行わないとき。
- (4) 無償提供者が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 書面により無償提供者の決定の取下げの申出があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、窓口用封筒を提供することが不適切であると市長が判断したとき。

2 前項の規定により無償提供者の決定を取り消した場合においては、市長は無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。

(広告収入)

第17条 窓口用封筒の広告収入は、無償提供者の収入とする。

(経費の負担)

第18条 窓口用封筒の作製および無償提供に要する費用は、全て無償提供者の負担とする。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の作製および無償提供について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成30年3月5日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年12月19日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和8年2月5日から施行する。